

○盛岡市産学官連携研究センター条例

平成19年 3 月 30 日 条例第26号

改正

令和 2 年 6 月 26 日 条例第35号

盛岡市産学官連携研究センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、産学官連携研究センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 技術の高度化による産業の振興を図るため、国立大学法人岩手大学と市との連携により新技術又は新製品を開発しようとする企業等を支援する施設として、産学官連携研究センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目 3 番 5 号

(開館時間)

第 3 条 産学官連携研究センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時まで（研究開発室及び事業化支援ブース（以下「研究開発室等」という。）にあっては、午前零時から午後 12 時まで）とする。ただし、市長（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第 8 条まで、第 10 条（第 3 項を除く。）、第 11 条、第 17 条及び第 18 条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、センターの研究開発室等は、休館しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。

(使用の許可等)

第 5 条 センターの研究開発室等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の 2 月前までに、市長

に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

4 市長は、センターの研究開発室等の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第6条 センターの会議室の全部又は一部を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の許可について準用する。

(公募による原則)

第7条 第5条第1項前段の許可は、公募の方法により申請のあった者のうちから行うものとする。

2 市長は、前項の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙の掲載
- (2) 新聞の掲載
- (3) テレビジョンの放送
- (4) インターネットの利用
- (5) 市庁舎、センターその他市の区域内の適当な場所における掲示

3 市長は、前項の公募に当たっては、研究開発室等の所在地、数、規格、使用料、使用の許可の基準、申請方法、選考方法の概略、使用開始の時期その他必要な事項を明示するものとする。

(公募の例外)

第8条 市長は、公募した結果申請のなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、第5条第1項前段の許可をすることができる。

(使用の許可の基準)

第9条 第5条第1項前段の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。

- (1) 新技術又は新製品の開発を行おうとする者で国立大学法人岩手大学と共同研究を実施するもの
- (2) 国立大学法人岩手大学の研究成果を基に新たな企業の創出をしようとする者又は創出した者
- (3) センターの機能の補完に寄与すると認められる者

2 第5条第1項後段の更新又は変更の許可を受けることができる者は、前項各号に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。

(使用の許可の期間)

第10条 研究開発室に係る第5条第1項前段の許可の期間は、3年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して5年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。

2 事業化支援ブースに係る第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して2年を超えない範囲内で1回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。

3 市長は、第5条第1項の許可を受けた者から申請があった場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前2項に規定する期間を超えてセンターの研究開発室等を使用する必要があると認めたときは、第5条第1項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、センターの管理上必要があると認めたとき又は第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第4項（第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた後において、第5条第3項各号（第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第5条第4項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第12条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第13条 センターの研究開発室等の使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 センターの会議室の使用料は、無料とする。

3 使用料は、納入通知書により規則で定める日までに徴収する。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(費用負担)

第16条 研究開発室において使用する電気、ガス、水道等に係る費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(返還)

第18条 使用者は、第5条第1項の許可を受けた期間の満了その他の理由により研究開発室等の使用資格が消滅したときは、自己の費用で当該研究開発室等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第19条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第20条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 企業等の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第21条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第22条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第23条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第24条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第4条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。
- (4) 第5条第1項又は第6条第1項の許可を行うこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (6) 第5条第4項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (7) 第7条第1項の規定に基づき、公募すること。
- (8) 第11条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第4項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。
- (9) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (10) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

- 2 指定管理者は、前項第1号から第3号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- 3 指定管理者は、第1項第5号、第6号又は第8号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条に規定する公募並びに第20条及び第21条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和2年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

区分		使用料（月額）
研究開発室	101号室	44,500円
	102号室	41,000円
	201号室	44,500円
	202号室	41,000円
	203号室	41,000円
	204号室	41,000円
	205号室	41,000円
	206号室	41,000円
	207号室	71,000円
	208号室	47,000円
	209号室	47,000円
	210号室	71,000円
	211号室	47,500円
	212号室	47,500円
	213号室	46,500円
	214号室	41,000円
	215号室	41,000円
	216号室	41,000円
	217号室	41,000円
	301号室	44,500円
	302号室	41,000円
	303号室	41,000円
	304号室	41,000円

	305号室	71,000円
	306号室	47,000円
	307号室	47,000円
	308号室	71,000円
	309号室	47,500円
	310号室	47,500円
	311号室	46,500円
	312号室	41,000円
	313号室	41,000円
	314号室	41,000円
	315号室	41,000円
事業化支援ブース		1 ブースにつき 15,000円